

青森県教育委員会第728回定例会会議録

期 日 平成21年9月2日(水)

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 報告第1号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報公開審査会への諮問について
- 報告第2号 行政文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報公開審査会への諮問について
- 報告第3号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について
- 議案第1号 平成21年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報告書について…………… 原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について
職員の失職について

平成21年9月2日(水)

- ・開会 午前10時15分
- ・閉会 午前10時55分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、田村充治(教育長)
- ・説明のために出席した者の職
細越理事、橋本理事、山谷参事、小林参事、金子参事、職員福利・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
島委員、高橋委員
- ・書記
相坂讓、坂本雄大

会 議

議事

報告第 1 号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報公開審査会への諮問について

(非公開の会議につき記録別途)

報告第 2 号 行政文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報公開審査会への諮問について

(非公開の会議につき記録別途)

報告第 3 号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について

(非公開の会議につき記録別途)

議案第 1 号 平成 21 年度青森県教育委員会の事務の手帳及び評価の結果に関する報告書について

(事務局説明 山谷参事・教育政策課長)

平成 19 年 6 月に改正され、平成 20 年 4 月から施行されている地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について、報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することとされている。

この規定に基づき、今後の効果的な教育行政の推進及び県民への説明責任を果たすことを目的として、教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、その結果について、別添「平成 21 年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」のとおり作成するものである。

なお、点検・評価に当たっては、その客観性を確保するため、報告書 2 ページにある学識経験者等の「点検・評価アドバイザー」から実施方法や内容について意見をもらい、これを参考に点検・評価の実施と報告書の作成を行った。

報告書の概要であるが、平成 20 年度の教育に関する事務が本県の教育施策の方

針に基づいて適切に実施されているかを点検するとともに、その成果及び課題等について評価している。

具体的には、「青森県基本計画未来への挑戦」の中の「教育、人づくり分野」のうち、教育委員会が所管する11の施策及び39の取組項目、そしてこれらの施策・取組項目を推進するための主な事業、88事業を対象として点検・評価を行い、その結果を取りまとめている。詳細については、別添報告書のとおりである。

なお、この報告書については、この後、9月県議会定例会に提出するとともに、県のホームページ等で公表する予定としている。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

8月に行った職員の懲戒処分については、資料のとおりであるが、何か質問、意見はあるか。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。

そ の 他 職員の失職について

(鈴木委員長)

職員の失職について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明 佐藤教職員課長)

前回の定例会の際に報告した八戸市の小学校教諭が住居侵入容疑で逮捕された件については、8月18日に懲役10月、執行猶予3年の判決が出たところである。

この職員は、控訴しなかったことから、控訴期間を経過した本日、刑が確定した。

このため、地方公務員の欠格条項を定めた、地方公務員法第16条第2号の「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者」に該当することになる。

そのため、同法第28条第4項により、本日付けで失職したので、報告する。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

事件は7月6日に起こり、検挙されたわけであるが、懲戒処分を行わなかったのはどういうことか。

(佐藤教職員課長)

懲戒処分については、本人からの顛末書、学校長等からの報告書、本人・学校長等からの事情聴取などを行い、詳細かつ正確に事実関係を確認したうえでやっている。

本事案の場合、本人が7月6日に逮捕されて以降8月12日の公判まで勾留され、懲役10月、執行猶予3年の判決が出されたものである。このような事情があったため、本人からの事情聴取等、事実確認ができなかったものであり、判決に対しては、本人が控訴せず判決が確定したため、失職したものである。

本人に対し懲戒処分を行うことはできなかったが、地方公務員としての職を失うこととなったことから、結果として免職の懲戒処分と同様の効果が発生している。

(清野委員)

確かに職は失ったわけであるが、扱いとして失職したということと免職の懲戒処分が行われたことが同様の効果があるというのはどういうことか。

(佐藤教職員課長)

懲戒処分である免職の場合は、県から原則的に退職手当が支給されていない。また、当人は教諭をしていたわけであるがそのもととなる教育職員免許状も失効することになる。今回の失職の場合も原則として退職手当は支給されず、免許状も失効ということでほとんど同じ効力が発生したということである。

(高橋委員)

いままでもこのような例はあったのか。

(佐藤教職員課長)

県教育委員会の職員では前例はないが、昨年度、平成21年1月に知事部局の三八地域県民局県税部職員が今回と同じ住居侵入罪で懲役8月、執行猶予3年の判決を受け、失職した事例がある。[教育委員会においては、住居侵入罪による失職はなかったが、別の事案で失職の事例があったことから、その旨会議終了後委員に説明し、了解を得た。]

(鈴木委員長)

失職した者に対しては、懲戒処分を行うことはできないということで良いか。

(佐藤教職員課長)

そのとおりである。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、職員の失職については了解した。教職員の服務規律の確保については、今後とも指導の徹底を図るようお願いする。